

意見表に対する市の対応

【地域防災計画】

	機関	該当箇所	計画（修正案）の 内容	計画（修正案）に 対する意見	理由	市の対応
1	木更津海上保安署	大規模事故等編 2-5-1～3		「油」と記載されている部分で「油等」と表記すべき箇所がある。	この部分では、海防法第 3 条で定める「油」及び「有害液体物質」を、「油等」と表記している。	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	銚子地方气象台	震災編 2-2-4 ■地震情報の種類 遠地地震に関する情報		「国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。」を追加	<u>地震情報について</u> <u>気象庁</u> （※リンク先）	ご指摘を踏まえ、修正します。
3	銚子地方气象台	震災編 2-2-4 ■津波警報等の種類 と発表される津波の 高さ等 大津波警報 発表基準	予想される津波の最大波の高さが 3 m を超える場合	予想される津波の最大波の高さが高いところで 3 m を超える場合 津波警報・注意報についても同様に修正	<u>津波警報・注意報、津波情報、津波予報について</u> <u>気象庁</u> （※リンク先）	ご指摘を踏まえ、修正します。
4	銚子地方气象台	震災編 2-2-8 ■津波予報		「（津波に関するその他の情報に含めて発表）」を削除。2 か所あります。	現在、「津波に関するその他の情報」を発表していないため。	ご指摘を踏まえ、修正します。

	機関	該当箇所	計画（修正案）の 内容	計画（修正案）に 対する意見	理由	市の対応
5	銚子地方気象台	震災編附編 1-1-1 ■ 異常な現象を観測 した場合の情報発表 までの流れ		最新のガイドライン に沿って図の差し替 えをお願いします。	南海トラフ地震臨時 情報防災対応ガイド ラインが令和7年8 月に改訂されたた め。 <u>ガイドライン本文</u> 34 ページ（※リンク先）	ご指摘を踏まえ、修 正します。
6	君津地域振興事務所	風水害編 1-6-3 震災編 1-4-3	第2 備蓄体制の整備 3 緊急調達体制の 整備 さらに、「 <u>物資調達・ 輸送調整等支援シス テム</u> 」により備蓄情 報を共有化し、備蓄 等の活用を図る。	当該システムは、令 和7年4月に「 <u>新物 資システム(B-PLo)</u> 」 に置き換わってい る。	システムが置き換わ り、名称が変わって いるため。	ご指摘を踏まえ、修 正します。
7	君津健康福祉センタ ー		君津健康福祉センタ ー（君津保健所）か ら 君津保健所（君津健 康福祉センター）へ の変更	施設名称の前後を入 れ替えたことに同意	新型コロナウイルス 感染症対策時に、保 健所の方が県民に理 解されやすいため、 施設名の前後を入れ 替えました。	ご賛同ありがとう ございます。

	機関	該当箇所	計画（修正案）の 内容	計画（修正案）に 対する意見	理由	市の対応
8	東京ガス株式会社千 葉支社	震災編 2-14-3～2-14-4 3 ガス施設	「震災編第2章震災 応急対策計画第14 節生活関連施設等の 応急対策」・3 ガス 施設の記述内容につ いて。	別紙1（※裏面掲載）を 参照ください。網掛 部分の名称・文言に ついて修正をお願い します。	東京ガスグループに よる非常事態対策要 綱改訂のため計画修 正案の記述該当箇所 について修正をお願い します。	ご指摘を踏まえ、修 正します。

震災編 第2章 震災応急対策計画 第14 節 生活関連施設等の応急対策

震災編2-14-3 ～ 震災編2-14-4

3 ガス施設

(1) 被害の拡大防止と被災者の生活確保

東京ガスネットワーク株式会社は、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保に取り組む。前進基地の用地については、君津市災害対策本部に依頼し確保する。復旧に当たっては、救急病院等の社会的に重要性がある施設について優先する。

(2) 広報活動の実施

東京ガス株式会社は、災害発生時には、「直後」「ガス供給停止時」「復旧作業中」その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、インターネット、新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また、君津市等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

■災害時におけるガスに関する広報事項

地震発生時の対応

- 地震により、ガスが漏れてにおいがしないか、確認してください。
- 万一ガスのにおいがしたら火は使用しないこと。ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉め、窓を開け、すぐに東京ガスネットワークに連絡すること。照明や換気扇など、電気のスイッチには絶対手を触れないこと。
- ガスのにおいがしない場合でも、ガス給湯器の排気筒のはずれなど、ガス機器の給排気設備に異常がある場合にはガス機器は使用しないこと。

供給継続地区のみなさま

- 地震で安全装置が作動しマイコンメーターがガスを遮断している場合があります。
- ガスが使えない場合は、ご自分で復帰操作をしてください。
- 復帰操作の説明
 - ① ガス栓、器具栓をすべて閉めてください。
 - ② マイコンメーターのボタンをしっかりと押してください。
 - ③ 操作終了後、約3分間マイコンメーターによる気密試験のためガスの使用はしないでください。
 - ④ 点滅が消えればガスはお使いになれます。
- 復帰操作をしても点滅が消えない(ガスが出ない)場合は、東京ガスネットワークへ連絡してください。

供給停止地区のみなさま

- ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを閉め、ガス事業者から連絡があるまでお待ちください。
- ガスの供給が再開されるときには、必ず、あらかじめガス事業者が各家庭の設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないでください。